

電気料金種別定義書

【 動 力 プ ラ ン 】

株式会社EPOWER

## 目次

I. 総則 .....	3
1. 適用 .....	3
2. 実施期日 .....	3
3. 定義 .....	3
II. 適用条件および電気料金 .....	3
4. 適用条件 .....	3
5. 燃料費調整 .....	3
6. 電気料金 .....	5
III. 契約の変更 .....	6
7. 契約電力の変更 .....	6
本定義書の変更及び廃止 .....	6
別表 .....	7
1. 電気料金 .....	7
2. 日割計算の基本算式 .....	7

## I. 総則

### 1. 適用

この電気料金種別定義書【動力プラン】（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまに対して、一般送配電事業者である中部電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等税相当額を含みます。

### 2. 実施期日

「本定義書」は、2020年5月1日より実施します。

### 3. 定義

- (1) 夏季  
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (2) その他季  
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (3) その他の言葉は、電気供給約款によるものとします。

## II. 適用条件および電気料金

### 4. 適用条件

- (1) 適用範囲  
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。  
イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。  
ロ 1供給場所において電灯または小型機器を使用する契約を当社と既に結んでいるまたは本契約と同時に申し込みをすること。  
その場合、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
- (3) 契約電力  
契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

### 5. 燃料費調整

#### 1. 燃料費調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

## (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、基準燃料価格X、上限価格Yは別表に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格X円を下回る場合  
燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格(円)) × (2)の基準単価 / 1,000

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がY円を上回る場合  
燃料費調整単価 = (Y - X円) × (2)の基準単価 / 1,000

## 2. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間

毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

### 3. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

### 4. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

燃料費調整単価算出係数等【中部電力管内】

項目		値
係数	$\alpha$	0.0275
	$\beta$	0.4792
	$\gamma$	0.4275
燃料価格	X	45,900
	Y	68,900
基準単価 (1キロワット時につき)		23 銭 3 厘

## 6. 電気料金

(1) 料金は、基本料金、従量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額の合計とします。なお、燃料費調整額は、5.（燃料費調整）により算定された燃料費調整額により算定いたします。

基本料金、従量料金、割引料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。

### Ⅲ. 契約の変更

#### 7. 契約電力の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用いたします。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

#### 本定義書の変更及び廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社所定のウェブサイト等に掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

## 別表

### 1. 電気料金

1月あたりの基本料金、従量料金単価は、次のとおりとします。  
なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

#### 基本料金

	基本料金単位	基本料金単価
中部電力管内	契約容量1キロワットにつき	1,042 円

#### 従量料金

	従量料金単位	従量料金単価	
		夏季	その他季
中部電力管内	1キロワット時につき	17.04 円	15.49 円

#### 割引料金

	ご使用量が700キロワットを超える分	割引料金単価
中部電力管内	1キロワット時につき	△2.04 円

#### 【動力プラン】適用条件

当社とビジネスプランまたはスーパーONE ビズプランをご契約しているお客さま

### 2. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ) 基本料金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{計量初日の属する月の日数}}$$

ロ) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 本約款第20条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款第20条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 本約款第20条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款第20条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (2) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。